

第 90 回教育研究評議会議事録（要録）

平成 24. 3. 13（火）16:02～17:55

場所：本部棟 5 F 1 会議室

出席者	浅原, 坂越, 土屋, 岡本, 山根, 越智, 河本, 川崎, 富永, 寺本, 宜名眞, 吉栖, 高田, 大塚, 檜原, 宇田川, 山内, 岡橋, 棚橋, 宮谷, 出口, 圓山, 高島, 川真田, 江坂, 吉村, 小林, 池田, 木下, 吉田, 杉本, 栗原, 谷口, 高萩, 山本, 相原, 中島, 澤, 吉川, 黒田 以上 40 人
欠席者	富岡, 神谷, 茶山
オブザーバー	西口, 間田, 坂下, 三嶋, 飛田, 古澤, 松浦, 渡部, 高谷, 藤原, 青山, 宮地, 西谷, 渡邊, 森, 山口, 高橋, 坂田, 三井, 甲斐, 竹内

(議事)

1. 学生の懲戒について ----- 別紙 1
(学長提案・説明)
(教育研究評議会メンバーのみによる審議。関係職員のみオブザーバー出席)

広島大学学生懲戒指針に基づく学生の懲戒処分について、審査会の報告と当該部局からの意見が異なっている旨の説明の後、審議（挙手による評決）した結果、審査会の審査結果よりも重い懲戒処分とすることを承認した。なお、評議員から、本会議での審議に当たり、審査会の報告と当該部局からの意見が異なる場合、審査会等の審議内容についての詳細な資料が必要であるとの意見があった。

2. 平成 24 年度年度計画について ----- 別紙 2
(学長提案・説明)

平成 23 年度年度計画の進捗状況を踏まえ作成した「平成 24 年度年度計画（案）」について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会（経営に関する部分については経営協議会を経て役員会）へ付議することとした。

3. 学生の表彰について ----- 別紙 3
(川崎副学長（学生支援担当）提案・説明)

各学部長等から表彰対象者として推薦のあった 43 件(123 名)について、審査会の意見に基づき審議した結果、原案のとおり、審査会が表彰候補者とした 40 件（120 名）を表彰することを承認した。

4. 教育研究評議会評議員について ----- 別紙 4
(学長提案・説明)

医歯薬保健学研究院及び同研究科を設置することに伴い、同副研究院長 1 名を評議員に追加することについて、審議の結果、原案のとおり承認した。また、これに伴う広島大学教育研究評議会規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、広島大学学則の一部を改正する規則の制定日をもって制定の上、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。

5. 広島大学学則等の一部改正について ----- 別紙 5
(河本理事（財務・総務担当）及び坂越理事・副学長（教育担当）提案・説明)

医歯薬保健学研究科の新設及び広島大学病院がん化学療法科の新設並びに日韓共同理工系学部留学生が兵役に服する場合の休学に係る規定を追加することに伴う以下の諸規則の

改正について、審議の結果、広島大学の講座、学科目、部門、研究部門等及び診療科等規則の一部を改正する規則の部門名を一部修正の上、承認し、中期計画の変更認可日をもって制定の上、平成24年4月1日から施行することとした。

- ・広島大学学則の一部を改正する規則
- ・広島大学大学院規則の一部を改正する規則
- ・広島大学学位規則の一部を改正する規則
- ・広島大学の講座、学科目、部門、研究部門等及び診療科等規則の一部を改正する規則
- ・広島大学部局運営規則の一部を改正する規則
- ・広島大学通則の一部を改正する規則

6. 広島大学大学院リーディングプログラム機構規則の制定について ----- 別紙6
(学長提案・坂越理事・副学長(教育担当)説明)

広島大学大学院リーディングプログラム機構の管理運営等に関する同機構規則の制定について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで制定・施行の上、同機構が設置された平成23年10月1日から適用することとした。ただし、コラボレーションオフィスに関する規定は、同オフィスが設置された平成24年1月16日から適用することとした。

7. 広島大学外国語教育研究センター規則の一部改正について ----- 別紙7
(坂越理事・副学長(教育担当)提案・説明)

霞地区の教員の負担軽減の観点から、広島大学外国語教育研究センター運営委員会の委員構成を見直したことに伴う同センター規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで制定の上、平成24年4月1日から施行することとした。

8. 広島大学平和科学研究センター規則の一部改正について ----- 別紙8
(山根理事・副学長(平和・国際担当)提案・説明)

広島大学平和科学研究センターのセンター長は理事(平和・国際担当)をもって充てること及び当分の間、副センター長を置かないこととするに伴う同センター規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで制定の上、平成24年4月1日から施行することとした。

9. 広島大学ものづくりプラザ整備について ----- 別紙9
(土屋理事・副学長(研究担当)提案・説明)

広島大学ものづくりプラザの管理運営体制について、審議の結果、原案のとおり承認した。また、これに伴う同プラザ規則の制定について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会の承認を経て制定の上、平成24年4月1日から施行することとした。

10. 広島大学自然科学研究支援開発センターの部門の見直し等について ----- 別紙10
(土屋理事・副学長(研究担当)提案・説明)

広島大学自然科学研究支援開発センター生命科学実験部門に置く放射線動物実験部を原爆放射線医科学研究所の管理運営下に移行することについて、審議の結果、原案のとおり承認した。また、これに伴う同センター規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会の承認を経て制定の上、平成24年4月1日から施行することとした。

11. 就業規則及び関連規則の改正等について ----- 別紙11
(河本理事(財務・総務担当)提案・説明)

平成23年度における外部資金獲得者等に対するインセンティブ付与に関する措置要項の制定及び平成24年度に向けた人事制度の改正に伴う就業規則及び関連規則の一部改正について、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会(経営に直接関係する規則については経営協議会を経て役員会)へ付議することとした。

(報告)

1. 平成24年度営繕工事の実施について ----- 資料1
(河本理事(財務・総務担当)報告)

特別事業経費の教育研究環境整備費(営繕経費)及び施設整備費交付金(国立大学財務・経営センター)による平成24年度営繕工事の計画について報告があった。

2. TOEIC(R)IPテスト実施時期等の変更について ----- 資料2
(坂越理事・副学長(教育担当)報告)

到達目標型の英語教育を実現させるため、各主専攻プログラムにおいて卒業時における英語能力の目標値を設定したこと及びそれに伴い、平成24年度入学生からTOEIC(R)IPテストの実施時期を変更することについて報告があった。

3. 学生の懲戒(不正受験)処分後における修学指導について ----- 口頭報告
(学長及び関係部局長報告)

平成23年1月18日、同年4月19日、同年10月18日及び同年11月22日開催の教育研究評議会において懲戒の審議を行った学生(5名)の処分後における修学指導について、関係部局長から報告があった。

4. 広島大学国際戦略2012について ----- 資料3
(学長及び山根広島大学国際戦略策定WG座長報告)

広島大学国際交流推進機構に設置した国際戦略策定WGにおいて、2005年策定の「広島大学の「新」国際戦略」を検証・評価し、「広島大学の長期ビジョン」や「第二期中期目標・中期計画」の実現を骨子とした「広島大学国際戦略2012」を取りまとめたことについて報告があった。

5. 学内提案事業と平成24年度文教・科学技術予算(案)のマッチングについて—資料4
(学長報告)

概算要求を含む各種競争的資金に係る学内提案事業と平成24年度文教・科学技術予算(案)とのマッチング状況について報告があった。

6. 平成24年4月からの運営体制について ----- 資料5
(学長報告)

平成24年4月1日付けで運営体制を改編する旨の報告があった。

(資料配付による報告)

次の各事項については、配付資料をもって報告とした。

1. 平成24年度「広島大学地域連携推進事業」の採択結果について ----- 配付資料1
(産学・地域連携センター)

2. 各種表彰等の受賞者について ----- 配付資料2
(財務・総務室)

3. 科学技術システム改革事業4プロジェクト合同シンポジウムの開催について ----- 配付資料3
(学術室)

以上(資料添付略)